

Actus Newsletter

続・設備投資のチャンス！！



中小企業者等が設備投資を行う際に利用できる減税措置としまして、前号で紹介しました「生産性向上設備投資促進税制」とは別に、「中小企業投資促進税制(以下“中促”）」という制度があります。「中促」は、中小企業者等が特定の機械装置、工具器具備品、ソフトウェア等を取得した場合に、特別償却 30%又は税額控除 7%(資本金 3,000 万円以下の法人等)が適用できる制度です。この「中促」の対象資産のうち、さらに「生産性向上設備投資促進税制」の要件を満たす資産を購入した場合、「中促」の上乗せ措置として、即時償却又は資本金の額により 7%か 10%の厚い税額控除を受けることが可能です。

■ 中小企業投資促進税制の上乗措置:制度の概要

税制	中小企業投資促進税制	生産性向上設備投資促進税制				
		中小企業投資促進税制の上乗せ措置				
適用期間	平成29年3月31日まで	平成26年1月20日から平成29年3月31日まで	平成26年1月20日から平成29年3月31日まで			
対象設備等	機械装置	単品160万円以上	A類型又はB類型設備 単品160万円以上	A類型又はB類型設備 単品160万円以上		
	工具器具備品	特定の工具器具備品 単品30万円以上かつ 合計120万円以上	特定の工具器具備品 かつ A類型又はB類型設備 単品30万円以上かつ 合計120万円以上	A類型又はB類型設備 単品30万円以上かつ 合計120万円以上		
	建物附属設備	対象外	対象外	A類型又はB類型設備 単品60万円以上かつ 合計120万円以上		
	ソフトウェア	特定のソフトウェア 単品70万円以上 (合計70万円以上を含む)	特定のソフトウェア かつ A類型又はB類型設備 単品30万円以上かつ 合計70万円以上	A類型又はB類型設備 単品30万円以上かつ 合計70万円以上		
資本金	3,000万円以下	3,000万円超～1億円以下	3,000万円以下	3,000万円超～1億円以下	資本金の制限なし	
優遇措置	税額控除	税額控除 7%	適用なし	税額控除 10%	税額控除 7%	H28.3.31まで→税額控除 5% H28.4.1以降→税額控除 4%
	特別償却	特別償却 30%		即時償却		H28.3.31まで→即時償却 H28.4.1以降→特別償却50%



Q. 生産性向上設備投資促進税制と「中促」のどちらの税制を適用する方が良いのでしょうか？

A 資本金1億円以下の中小企業者等が「中促」の対象資産のうち、生産性向上設備投資促進税制の要件を満たす資産を購入し、税額控除を受ける場合には、「中促」の上乗せ措置を利用した方が有利となります。

Q. 税額控除の際の税額控除限度額の繰り越しは可能ですか？

A 生産性向上設備投資促進税制については繰り越しはできません。「中促」においては1年間の繰り越しが認められています。

Q. 機械の取得に際し発生する引き取り費用や据付費用は、取得価額に含まれますか？

A いずれも取得価額に含まれます。

なお、固定資産の取得価額は、購入代価に、引取運賃や購入手数料、その他取得のために要した費用の額を加算した額とされていますので、これらの付随費用を含めた金額で、適用の可否を判定します。

Q. 会計ソフトと給与計算ソフトを買い替えるのですが、上乗せ措置の対象となりますか？

A 「中促」の上乗せ措置の対象となるソフトウェアとは、生産活動、販売活動、役務提供活動など収益を稼得するために行う活動の用に直接供される生産等設備に該当するものである必要があります。

よって、販売管理や在庫管理、生産管理などのソフトウェアは対象となりますが、会計ソフトや給与計算ソフトなどの事務管理用のソフトウェアは上乗せ措置の対象とはなりません。

ただし、従来の「中促」の対象となるソフトウェアは、生産等設備に限定されるわけではありませんので、上乗せのない「中促」の適用を検討することになります。

Q. 特定の工具器具備品とは、どのような資産のことを指しますか？

A 「中促」の適用対象となる「特定の工具器具備品」は、下記のいずれかに該当する資産を指しています。

- ① 一定の電子計算機(複数合計で120万円以上)
- ② 一定のデジタル複合機(1台120万円以上)
- ③ 一定の試験機器又は測定機器、測定工具、検査工具(1台30万円以上、かつ合計120万円以上)



アクタス税理士法人

アクタスマネジメントサービス(株)

【URL】 <http://www.actus.co.jp>

【MAIL】 info@actus.co.jp

【赤坂】〒107-0052 東京都港区赤坂3-2-12 赤坂NOAビル6F 【立川】〒190-0012 東京都立川市曙町2-34-13 オリピック第3ビル5F
TEL : 03-3224-8888 FAX : 03-5575-3331 TEL : 042-548-8001 FAX : 042-548-8002

【荒川】〒116-0002 東京都荒川区荒川3-21-2-105 【大阪】〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル7F
TEL : 03-3802-8101 FAX : 03-3805-2070 TEL : 06-6449-8682 FAX : 06-6449-8683